

所得再分配

・(所得)格差の3原因

努力, 能力, 運

再分配政策は努力(個人の勤労意欲)を阻害するかもしれない。できるだけ努力を阻害しないようにして, 平等を図る。かりに, 努力の阻害がなければ, 能力・運による格差を完全に解消して, 平等にするのがよい。

・能力 経済活動が始める前にある格差(先天的なもの, 教育の結果)

・運 経済活動の途中で生じる(努力以外の)格差

・税による所得再分配以外での格差の是正策

能力による格差の是正では, 教育の底上げ

運による格差の是正では, 保険の充実

・2人の個人の能力格差を定額税で是正することを考える。

個人1 $u(C_1, L_1)$, $C_1 + w_1 L_1 = w_1 + T$

個人2 $u(C_2, L_2)$, $C_2 + w_2 L_2 = w_2 - T$

u 効用 C 消費 w 賃金率 L 余暇 T 定額税

$w_1 < w_2$ (個人2が恵まれた能力をもつと仮定)

個人1, 2の効用を同じにするように所得再分配をおこなうと, 個人2から個人1に所得移転がおこなわれる。[注意:これは功利主義的あるいはRawls的な社会的厚生関数を最大化したものにはならない]

・ところが, 政府が個人の能力を識別できなければ, どうやって, 定額税を課す個人を見つけ出す? 個人2は名乗り出るインセンティブをもたない(名乗り出れば課税される, 名乗り出なければ補助が得られる)。

・この税制では, 「正直者がばかを見る」。

・政府は所得 $Y=w(1-L)$ を観察でき、税を課することができる。しかし、賃金率 w を直接観察できない。
 ・もし労働供給が外生的ならば、所得税は攪乱効果をもたない。

個人1 $u(C_1)$, $C_1=(1-t)w_1+T$

個人2 $u(C_2)$, $C_2=(1-t)w_2+T$

u 効用 c 消費 w 賃金率 t 所得税率 T 定額補助金

$w_1 < w_2$ (個人2が恵まれた能力をもつ)

個人1, 2の効用(所得)を同じにするには、所得税率を100%として、税収を2人で均等に分配すればよい。

・労働供給が内生的であれば、高率の所得税は資源配分の効率性を阻害する。

一般的な所得税

$T=f(Y)$

T 税額, $f(\cdot)$ 関数, $Y=w(1-L)$ 所得

平均税率 T/Y

限界税率 $f'(Y)$

累進的(逆進的)所得税 平均税率が所得とともに増加(減少)する
 実際の所得税は、限界税率が所得階層ごとに増加する段階的線形所得税

例: わが国の所得税(2007年所得から)

課税される所得	税率	控除額
195万円以下	5%	0
195万円超~330万円以下	10%	97,500円
330万円超~695万円以下	20%	427,500円
695万円超~900万円以下	23%	636,000円
900万円超~1800万円以下	33%	1,536,000円
1800万円超	40%	2,796,000円

・税額の計算

$$\text{税額} = \text{税率} \times (\text{所得} - \text{所得控除}) - \text{税額控除}$$

- ・所得控除の税額減少分は限界税率に比例する(高所得者ほど税額が大きく減少)。
- ・税額控除は所得水準にかかわらず同額だけ税額を減少させる。

・人的控除には

- 1 基礎・配偶者・扶養 38万円(住民税33万円)
(70歳以上の配偶者・扶養親族・10万円増, 16-22歳の扶養親族・25万円増)
- 2 障害者, 勤労学生, 寡婦, 寡夫がある。

ある所得での限界税率が上昇すると,

1. その所得での課税対象所得が減少する
労働供給の低下, 節税行動の増加
2. それ以上の所得で, 限界税率を変化させずに, 平均税率が上昇する

限界税率が高くなるのは,

- その所得での課税所得の弾力性が低いとき
- それ以上の所得での人口が多いとき

- ・生活保護制度は, 100%の限界税率をもち, 労働供給を抑制する効果をもつ。
- ・所得上昇とともに給付が下がる「負の所得税」が考案されている。
- ・EITC (Earned Income Tax Credit) 米国版・負の所得税
低労働所得の場合, 所得の40%を給付
- ・限界税率がもたらす労働供給の抑制は他の制度でも生じる可能性がある。
- ・高齢者では, 在職老齢年金の存在は労働供給を抑制する働きをもつ。
- ・既婚女性では, 配偶者控除, 社会保険適用の下限が労働供給を抑制する働きをもつ。

再分配後
所得



